

令和 9 年度
彦根市に測量・建設コンサルタント等業務にかかる
入札参加資格審査申請をされる方へ

彦根市が発注する測量及び建設コンサルタント等業務の入札に参加を希望される方は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」に基づくほか、次の内容にご留意いただき、申請手続きを行ってください。

1 申請対象者

令和 9 年度に彦根市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加を希望するすべての方

2 地域区分および資格の有効期限

地域区分	詳細	有効期間
市内本店業者	彦根市内の本店で登録を希望される方	令和9年4月1日から 令和11年3月31日までの2年間
準市内業者	彦根市内の営業所等を受任者として登録を希望される方	
県内業者	・彦根市を除く滋賀県内の本店で登録を希望される方 ・彦根市を除く滋賀県内の営業所等を受任者として登録を希望される方	
県外業者	・滋賀県外の本店で登録を希望される方 ・滋賀県外の営業所等を受任者として登録を希望される方	

3 審査基準日

直前決算日（滋賀県に準ずる。）

4 資格要件

滋賀県に準ずる。

審査基準日において、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 入札参加を希望する業種により、下記の要件を満たす者であること。
- (ア) 測量については、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
 - (イ) 地質調査については、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
 - (ウ) 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
 - (エ) 補償コンサルタントについては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
 - (オ) 建築設計監理については、建築士法(昭和25年法律第202号)の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
 - (カ) 建築設備設計監理については、建築設備の設計および監理を業とする者であること。
 - (キ) 一般調査に入札参加を希望する者については、令和8年6月30日以前の直前2年決算期(審査基準日決算分と一期前決算分)のいずれかの事業年度において当該業務の実績を有すること。
- (5) 国税および地方税を完納していること。

- (6) 労働者災害補償保険法および雇用保険法の規定により当該保険に加入が義務付けられている者については、これに加入していること。

5 市内の支店・営業所等(準市内)の登録要件

彦根市内の営業所等(準市内)で申請をされる場合は、上記 4 の要件に加え、下記の要件を満たす必要があります。提出書類等で要件の確認ができない場合は「市外業者」としての登録となります。

また、適宜現地調査を行い、登録要件の遵守状況を確認させていただくことがあります。

- (1) 営業所等について、独立した事務所機能があり、事務ができる設備(机、椅子、複写機等の事務用機器および電話、ファクシミリ等の通信用機器)が設置されていること。また、事務所の所在を明らかにするため、看板、表札等が設置されていること。
- (2) 事務所に常駐職員(管理責任者および専任技術者を含む。)が配置されていること。
※ 常駐とは、週 30 時間以上営業所等に勤務していること。
- (3) 営業所等の長が、代表者から委任を受け、市長と直接的に契約を締結できること。
- (4) 法令により、技術者の配置が必要とされる業種にあつては、1人以上の技術者の配置がされていること。

6 業種区分

- (1) 測量は、測量法第 10 条の 2 に規定する業務です。
- (2) 地質調査は、地質調査業者登録規程第 2 条に規定する業務です。
- (3) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第 2 条別表に掲げる登録部門に係る業務です。
- (4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第 2 条別表に掲げる登録部門に係る業務です。
- (5) 建築設計監理は、建築士法第 23 条に規定する業務です。
- (6) 建築設備設計監理は、空調や電気等の建築設備に係る設計監理業務です。
- (7) 一般調査とは、上記(1)から(6)以外のもので、建設工事に関連する調査、分析等の業務です。

※ 支店・営業所等を登録される場合は、各支店・営業所等で法令等の許可・登録を受けている必要があります。

7 部門区分

- (1) 業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。
- (2) 希望業種数の上限はありません。ただし、入札参加営業所において法令等の許可・登録のある業種を選択してください。
- (3) 彦根市の個別情報登録画面(建設コンサル)においては「希望有無」のみ選択し、希望順位については入力不要です。

業種区分	部門区分
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、廃棄物
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
建築設計監理	
設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園
一般調査	水質、大気質、TV調査、漏水調査、潜水調査、経済調査、分析・解析、騒音調査、振動調査、日照調査、電波調査、土壌調査、交通量調査、猛禽類調査 上記以外の一般調査

8 業者番号

彦根市の業者番号(6桁)を入力してください。

業者番号は、彦根市ホームページ「入札参加資格者名簿」に掲載しています。はじめて彦根市に申請される場合は、「0(ゼロ)」を1桁入力してください。

9 年度途中の随時受付および希望業種の追加・変更

年度途中における入札参加資格審査申請の随時受付は行いません。また、年度途中における委任先、入札参加希望業種・部門の追加、変更は認めませんが、削除、取下げは認めます。

10 その他

- (1) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成・入力し、申請してください。
- (2) 複数の申請はできません。例えば、複数の営業所に委任することや、営業所へ委任した場合に営業所と本店で同時に申請すること等はできません。
- (3) 申請内容および添付書類について、重要な事実に係る虚偽の申請等があった場合は、入札参加停止または入札参加資格の取消し等の措置を執ることがあります。

(4) 有資格者名簿の公表

申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は、申請対象年度の4月1日より彦根市ホームページにて公表します。公表内容は、商号または名称および所在地です。

なお、審査完了・登録完了等の通知は行いませんのでご了承ください。

(5) 電子入札について

契約監理室が公告、発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加しようとする場合は、電子入札システムへの登録が別途必要です。新規の方、または登録がお済みでない方は、電子入札の登録をしてください。電子入札システムに利用者登録のない場合は、原則として入札に参加できません。

なお、紙入札での対応は、入札参加者のICカードの再発行や再取得の申請中、使用するパソコンの故障等特段の事情がある場合に限られますので、ご留意願います。

お問い合わせ先

彦根市 総務部 契約監理室

電話:0749-30-6110(直通)

FAX:0749-22-1397(直通)

※電話および窓口の受付は、平日の午前9時から午後4時45分まで